

一般社団法人奏の杜パートナーズ

## 立候補届出書

私は、一般社団法人奏の杜パートナーズの理事に  
立候補したく、届け出ます。

2023年 月 日

氏名: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

### 連絡先

電話番号: \_\_\_\_\_

携帯番号: \_\_\_\_\_

メールアドレス: \_\_\_\_\_

(決議の方法)

第 20 条 総会の決議は、出席正会員の議決権の過半数で決議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第四十九条第 2 項に定められた事項及び当法人の運営上重要な有形固定資産に関する議案として理事会が定めた決議事項(以下、「特別決議」という。)は、全正会員の議決権の 3 分の 2 に当たる多数をもって行う。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過及びその結果、その他法令に定める事項を記載し、議長及び出席した理事 2 名が署名又は記名押印するものとする。

## 第 4 章 理事、監事

(理事、監事の設置)

第 23 条 当法人には、3 名以上の理事及び 1 名以上の監事を置く。

- 2 理事のうち、1 名を理事長として定める。
- 3 理事長を法人法に規定する代表理事とする。
- 4 理事のうち、若干名を副理事長として定める。
- 5 理事のうち、理事長以外の理事を法人法に規定する担当業務を執行する理事（以下、「執行理事」という。）とすることができる。

(選任方法)

第 24 条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議により選任する。ただし、正会員からの推薦があった場合には、正会員以外の会員の中からも選任できるものとする。

- 2 理事長、副理事長及び執行理事は、理事会において選任する。
- 3 理事と監事は兼ねることができない。

(理事の職務)

第 25 条 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副理事長は理事長の業務を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長、副理事長及び執行理事は、事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の責務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 理事及び監事の再任は妨げない。

(解任)

- 第 28 条 理事は、総会の決議によって解任することができる。
- 2 監事は、総会の特別決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 29 条 当法人は、別に定めがあるところにより、理事、監事に報酬を支払うことができる。

## 第 5 章 理事会

(理事会)

- 第 30 条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(職務)

- 第 31 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- 一 規約等運用上必要な定めの制定及び改廃
  - 二 理事の役職の決定
  - 三 事務局の設置

- 四 第38条第1項に規定する委員会の設置と委員長の承認
- 五 事業の執行方法の決定
- 六 総会提出議案の決定
- 七 当法人の財産管理の方法及び管理の実施
- 八 その他必要な事項

(開催)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事会は、理事長を含む理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって行う。ただし、理事と特別の利害関係を有する議案であると理事の過半が認めた場合、当該議案の決議は、当該理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第34条 理事が、理事会の議案について提案した場合において、その議案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 総会、理事会以外の機関の設置

(会計監査人)

- 第36条 当法人は総会の決議により、会計監査人を置くことができる。
- 2 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。
  - 3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
    - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
    - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当